

意見聴取の実施とご協力をお願い

2017年8月1日

一般財団法人国際法学会
代表理事 岩 沢 雄 司

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。常日頃より国際法学会の事業活動に関しましてご理解とご支援を賜り、誠に有り難うございます。

2012年10月1日に内閣府により一般財団法人国際法学会として設立認可された後、会員のみなさまのご協力により、新法人の下でのコンベンション方式による年次研究大会の運営、国際法外交雑誌の編集作業の継続、海外の国際法学会等との国際交流活動、小田滋賞の顕彰事業、小田滋判事記念講演、日弁連との協力事業や市民講座など国際関係法に関連するさまざまな社会的事業活動を手がけてまいりました。会員のみなさまには、引き続き国際法学会の事業活動にご理解とご支援をお願い申し上げる次第です。

さて、一般財団法人国際法学会の定款第31条1項により、学会の3期目の理事の任期は、2018年6月末までに開催される2018年度の定時評議員会の終結の時までとなっています。したがって2018年6月の定時評議員会の終結の時までに、新理事を選出する必要があります。定款は、理事の選任は評議員会の決議によると定め、このため評議員会に理事の選任に関する規程を定めるよう求めています(第28条1項)。

定款に従い、評議員会は、2013年6月16日に開催されました2013(平成25)年度第1回(通算第3回)評議員会において「理事の選任に関する規程」を制定しました。その際に評議員会は、理事の選任に先立ち人選について当法人会員の意見を聴取することを定めるとともに、その方法について旧財団法人の例にならない研究大会時に出席会員から5名以内の連記による意向表明の機会を設けることを決定し、その実施を薬師寺公夫代表理事(当時)に委嘱しました。初回の意見聴取は、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップで行われました。その結果を受けて、学会を構成する3つの専門分野のバランスに妥当な考慮を払

って選任された理事 11 名で業務の執行にあたりました。

しかし、学会の運営に携わる各種委員会の新設もあり、委員長であっても理事でない事態が生じ、業務執行の上で好ましくないとの判断がなされ、2015 年 1 月 25 日に開催された 2014 (平成 26)年度第 6 回 (通算第 15 回) 理事会において理事の数の増員を定めた定款改正が議決されました。そして、2015 年 6 月 21 日に開催された 2015 (平成 27)年度第 1 回 (通算第 10 回)評議員会で定款第 27 条記載の理事の数を「8 名以上 11 名以内」から「11 名以上 20 名以内」に改正することが認められました。第 2 回の意見聴取は、この改正予定の定款に基づき、名古屋国際会議場で行われました。その結果 (この結果は、合わせて公表されております) を受けて、同様に、学会を構成する 3 つの専門分野のバランスに妥当な考慮を払って選任された理事 18 名で、現在、業務の執行にあっております。

つきましては、本制度を、維持、発展させますために、下記の要領で意見聴取を実施することを予告させていただきますので、会員のみなさまにおかれましては、研究大会への参加とともに意見表明にもぜひ積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

意見聴取の日時、場所及び方法

日時 : 9 月 4 日(月) 12 時 45 分～13 時 30 分 17 時 30 分～18 時 30 分

9 月 5 日(火) 12 時 45 分～14 時 15 分

9 月 6 日(水) 12 時 45 分～14 時 15 分

場所 : 朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター 3 階 304 会議室

方法 : 理事候補者 5 名以内を連記した推薦用紙を推薦書箱に投函する方法による。

以上